令和3年第2回芸西村議会「定例会」議事日程

令和3年6月9日

日程第1 一般質問

招集年月日 令和3年6月9日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏	名	出欠	番号	氏	名	出欠	番号	氏	名	出欠
1		千代子		2	, . , .	12 4 17			岡村	興樹	0
4		宏		5	1	一貴	0	6		友 幸	0
7	小松	康人	0	8	松坂	充容	0	9	宮崎	義明	0
10	池田	廣	0								

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職	員	氏	名	耶	哉	員	氏	名	職		員	氏	名
村	長	溝渕	孝	副	村	長	池本	尚彦	教	育	長	池田	美延
監 査	委 員	大野	美智子	総	務訓	ト 長	都築	仁	会 計	・管	理 者	恒石	浩良
健康福	祉課長	山本	裕崇	産業	振興	課長	吉永	卓史	土木	環境	課長	松本	巧
企画振	興課長	池田	加奈	教	育 🎖	う 長	佐藤	大輔			,		

※新型コロナウイルスの感染防止対策として、課長級以上の出席

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長 藤川 薫

令和3年6月9日(水) [9:00 開会]

《開会》

○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和3年第2回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

《日程第1》

○ 池田 廣 議長

日程第1、一般質問を行います。届出順に、順次発言を許します。2番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

おはようございます。 2番の岡村俊彰です。通告に従いまして、一般質問します。

当村の基幹産業の農業をさらに発展させていく上で、新規就農者の育成は重要な課題です。特に、収益性の高い施設園芸ハウスの整備は最重要課題だと思います。近年、レンタルハウス事業は希望者が待つことなく、順次整備が進んでいます。その一方で、当村には農業研修生が複数受け入れられていますが、研修終了後に自立するためのハウスを探すのに苦労している現状があります。

先に述べたレンタルハウス事業の融資を受けるには、就農実績が必要であり、研修終了後にそのままレンタルハウス事業を使うことができません。

そこで、この問題をクリアするために、近隣の安芸市、香南市などでは、行政がサポートハウスを複数整備しており、順調に運用がされていると聞きます。

研修生が研修終了後に、経済的は負担も少なくて済み、スムーズに就農するための第一段階として、サポートハウスを望む声がありますが、サポートハウスの整備について、村長の見解をお伺いします。

○ 池田 廣 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。岡村議員のご質問について担当課としてお答えいたします。

園芸用サポートハウスの整備を望む声があるが村長の見解はということでありますけれども、まずは園芸用サポートハウスはどのようなものか、レンタルハウスについてもどういったものなのか、農業を営まれております岡村議員はご承知かとは思いますが、説明も踏まえてお答えしたいと思います。

農業研修や新規就農者の経営支援など新規就農者に対する手厚い支援が行われるようになり、就農を希望する方が多くなりました。芸西村では平成22年から研修制度に取り組んでおり、本年度も現在3名の方が研修に励んでおられます。研修を修了した後は、晴れて農業者となるわけですが、そのためには農地や機械施設の確保が必要です。ハウスの確保については、程度の良いハウスを借りるか譲り受けるか、自らの力でハウスを建設するかになろうかと思います。

要件を満たせば補助制度もありますが、レンタルハウスの制度を活用するという方法もあります。この制度はJAが事業主体になりハウスを建設し、希望する農家にハウスをレンタルするという仕組みです。JAは生産基盤の強化が図られ安定した生産出荷が見込まれることになりますし、農業者はハウスに要する投資を抑制することができるメリットがあります。

レンタルハウスにつきましては、これまで多くの農家が利用を希望していたため、当村でも順番を待つこととなっておりましたが、平成29年度から予算を拡充し取り組んだ結果、現在は一定解消されておりますけれども、その制度を活用するということです。

以上の方法などによりハウスを確保することとなりますが、課題もあります。資金の問題です。潤沢に資金を持っておればハウス建設もできますが、令和2年度のレンタルハウスの事業費では 10 アール当たり約1600万円程度する例もあります。

新規就農者は15から20アール程度の面積は欲しいところでありますので、相当な資金を確保する必要があります。それならば、融資をということになりますが、農業研修を受け農業経営の知識と技術を学んでいるからといって、容易に融資を受けられるものではありません。融資が受けられない以上は、ハウスの建設やレンタルハウス制度の利用も困難となります。

研修制度を充実させるなど新規就農者を誘導する入り口の取り組みができていましたが、農地やハウス確保などの出口の対策をするべく自治体やJAが、ハウスを保有し新規就農者に貸し与え、農業の実戦経験を積むための施設として就農をサポートするハウスの取り組みが生まれてきました。サポートハウスで就農を開始し、新規就農者自らが考え経営し実績を積むことで資金計画を立てることができます。また、新規就農者にとって、いきなり高額な資金を準備する必要もありませんし、実績を基に本当にこの先ずっと農業をしていくかを見つめ直すこともできます。サポートハウスは就農の一歩手前の実戦ハウスという位置付けとなります。

議員も他の自治体のサポートハウスの整備状況をお調べになったかとは思いますが、お隣の香南市、安芸市のほかにも東部地域では幾つかの自治体がサポートハウスを保有しており、不安なく就農に導くことができているようです。また、安芸市や安田町にはJAが保有するサポートハウスもあり、市や町と連携した取り組みを行っていると聞いております。

新規就農者にとってはいい面が多いようですが、ハウスを抱える運営側にとっては課題も抱えているようです。継続してハウスが利用されるのか、利用しない場合の管理方法、損傷した際の責任、災害時の対応、ビニール資材などの消耗品の扱い、ハウスの付帯設備をどこまで負担するか、作物の不良など業績不振の際の対応などさまざまな運用上の課題が想定されます。

村としましてもサポートハウスにつきましては、安芸農業振興センターやJAを交えて幾度も議論を重ねており、他の自治体の情報を収集し、本当に必要な施設であるか見極めている状況であります。以上です。

○ 池田 廣 議長 2番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

2番の岡村俊彰です。再質問します。

このサポートハウスを整備することにより、農業研修生がスムーズに新規就農することができれば、芸西村で農業をやりたい、やってみたいと思う人がさらに増えるのではないでしょうか。

それにより、将来的に移住・定住者が増えて当村の人口増や活性化にもつながると思いますが、その件も 踏まえまして村長の見解を再度お伺いします。

○ 池田 廣 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

岡村議員の再質問にお答えいたします。移住のこともありましたので担当課としてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり芸西村の農業を魅力的に感じ就農を目指す方は一定いると思います。県内や県外で行われておりました就農相談会においても農業に興味をもたれ、相談に応じるケースもありました。その中では芸西村の農業の概要や就農に至るまでの例を示して説明しておりますが、ハウスの確保について説明が難しいことがあります。農業研修ができることに加えて明確な就農への道筋を示すことができれば芸西村を選択していただける可能性も広がるかとは思われます。

サポートハウスを保有することは有意義なことではありますが、先ほどお答えしました運用上の課題のほかに、複数の研修生がいた場合の扱いや、農地の確保についても課題があります。

他の自治体では、サポートハウスを保有して複数の研修生を抱え、ハウスの確保をどのようするか悩まれ

ているところもありますし、農地については売買により保有する場合もあれば貸借する場合もあるようです。 農地の保有について調べましたところ、以前は研修の目的で自治体や J A が農地の保有や農地の所有者から直接借受けができたようですが、現在は、法律の改正により、農地の確保も難しくなっている状況であります。以上です。

○ 池田 廣 議長 溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。岡村俊彰議員から園芸用サポートハウスの整備につきましてご質問をいただきました。

農業政策につきましては、国・県を挙げてこれまで取り組まれてきた歴史がありまして、大変、他の分野に比べまして多くの制度が用意をされております。その中に、このサポートハウス整備事業があるわけですけれども、制度の趣旨、運用実態、課題などにつきましては、先ほど担当課長が詳しく答弁いたしましたので、私からはこの制度に対する基本的なスタンス、移住・定住政策との関連性について簡単に述べさせていただきます。

先般行われました知事行脚におきましても、濵田知事からは県下では農業の算出額が断トツの1位でありというようなご発言がございました。確かに、1農家当たりの農業産出額は、2位の安芸市の約1.6倍のデータがありまして、2位以下、比較的2位以下は競合しておりますけれども、それを大きく引き離した1位ということになっております。これは、芸西村が昭和37年当時だったと思いますけれども、その頃はきゅうりがほとんどだったものを、いち早く団体営土地改良事業だとか、農業構造改善事業に取り組みまして、土地の改良が行われまして、その後ピーマン、なすの順番だったと思いますが産地指定を受けて、ほ場整備などが進んできたということが大きな要因であるというふうに思っております。他にも要因はありますけれども、結果として、不整形の効率の悪い農地が、他の市町村と比べて圧倒的に少なくなり、加えて農家の皆さんやJAなどの関係者の皆さんのご努力もありまして、限られた面積から効率よく算出額につながる構造になったというふうに考えております。

そこで、さらにその裾野を広げるべく研修から本格的な就農までの橋渡しの一つとして、このサポートハウスがあるわけですが、課長答弁にもありましたように、多くの長所はありながらも、鍵となりますその融資の問題、そしてハウスを継続利用してもらうための担保、損傷、災害を含む管理責任の区分、消耗品や付帯設備への負担、業績不振への対応など、いくつかの課題も把握をしておるところでございますして、そうしたものに苦しんでいる自治体もあるというのも、一つの現実でございます。さらに、村として、この制度を考えていく場合に、例えば高知市以東の地域を取りましても、唯一本村が過疎団体でないために、過疎債が発行できない中での財源調達の問題、そして令和2年の法改正によりまして、市町村・JAが新たに農地の保有や貸借ができなくなっていること。それから、場所の問題などにつきまして、一つ一つJA等の関係機関と協議を行っていく必要があると考えております。

そして、今回、岡村俊彰議員のご質問の、ある意味ご主旨だと思いますけれども、日本全体の人口が自然減にある中で、移住・定住対策としての少ない牌の取り合い、言わば地域間競争の大きな足掛かりとしても農業が盛んな芸西村において、このサポートハウス制度が有効ではないのかというような質問だと思いますけれども、私もそこは全く意を同じくするところでございます。移住・定住対策としても多くの可能性を持ったこうした施策を実現していく前提として、まず申し上げたような農業政策としての諸課題につきまして、ニーズの把握と、JA含めまして安芸農業振興センター等関係機関と皆さまとのご意見も参考にしながら、しっかりと整理をしていかなければならないと考えております。

それから、地域高規格道路も数年後には芸西村と高知市が直結するというニュースもある中で、社会構造は私たちの想像を超えるスピードで変化すると思われますので、今回のご指摘も含まして、各分野での取り組みが相乗的な連携を生んで、芸西村の魅力につながるように努力を続けてまいりますので、引き続きお力添えも賜りますようよろしくお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○ 池田 廣 議長6 番安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

6番安芸友幸です。通告に従いまして、村長と教育長に質問します。まず、コロナ禍での高齢者の生きがいづくりへのサポートについて質問します。高齢者の生きがいとは何でしょうか。私は、まず心身ともに自立した生活ができること。生きる張り合いがあり、楽しい、幸せだと感じられること。人や社会とつながっていること。できる限り社会参加をし、社会的役割を持てることだと考えます。高齢化が進む中、多様な生活支援や介護予防サービスなど行政に依存するばかりでなく住民同士の助け合いも必要と考え、以下3点質問します。

まず、ワクチン接種状況と高齢者から全村民まで終了の見通しについてお聞きします。当村では、5月24日から高齢者への第1回目のワクチン接種が始まりました。先日、私も接種を受けましたが、今まで経験したことのない緊張感と整然とした雰囲気の中で、安心して受けることができました。今後、ワクチン接種希望の全村民へと続いていくわけですが、2回目も終わるのはいつ頃の予定でしょうか。また、子ども、外国人への接種についてもお聞きします。

ワクチン接種の効果を期待する一方、現在全国では緊急事態制限の真っただ中、第5波も懸念されており、 高知県でも感染者が増加して大変緊迫した状態です。コロナ禍の中、長期の自粛生活はまだまだ続きそうで すが、今後通常生活へ戻るまで、高齢者の社会参加のため、段階的にできることはないでしょうか。この大 変な時、高齢者はステイホームすべきと言われそうですが、自粛と社会参加のバランスを図ることが重要で、 社会状況に応じた対応も必要だと思います。ふれあいセンターほっとハウスなどは高齢者の心のよりどころ です。感染者が減少している時期は、利用時間の少しの延長や内容などの検討、変更なども必要だと思いま す。今後、コロナの波が収まってきたら利用者の要望も聞き、便宜を図ってもらいたいと思いますが、村長 には村民の声が伝わっていますか。私がずっと長い間聞く、主な要望を2点紹介します。ふれあいセンター やほっとハウス利用者からは、2時間しかおれんので何とかもうちょっと長くしてもらえないだろうか、そ のためにはバスの工夫が必要ですので考えてほしいということ。それから、もう1点はボランティアの方か らですが、料理や活動、行事がストップしていると。他の自治体はやっていることが、当村は何もかも禁止 をされている。調理室入室も禁止され、子ども料理教室もだめ、老人弁当もだめ、少しずつでも緩和してほ しいという声をよく聞きます。この要望は、自粛生活が始まって以来、ずっと言われておりますが、今まで にも課長と話をし、その都度答えはノーでした。それでも、なぜ要望を続けるのかを考えてほしいと思いま す。それは、ふれあいセンターが高齢者の大切は居場所だからです。ふれあいセンターの仲間との時間が生 きがいなのです。そして、高齢者には残りの時間が限られているからです。前向きに検討をお願いします。

3点目は、デジタル化社会での高齢者へのサポートについて質問をします。国も村もデジタル化社会を推進しており、高齢者が社会から取り残されないための支援が必要だと思います。デジタル化で生活が便利になる。文化や知識に触れることができるなど多くのメリットはありますが、デジタル機械を使いこなせるかどうかで、新たな格差を生むということがあってはならないし、特にデジタルに不慣れな高齢者が置き去りにされない配慮が必要だと思います。喫緊の課題は、来年3月でAUのガラケーの電波が使えなくなり、スマートフォンへ変えなくてはならないことです。他のメーカーも順次使えなくなるとのことです。高齢者にとって電話は大切な通信手段です。使いこなせるまで、スマフォの使い方教室を開いてほしいと思いますがどうでしょうか。また、小学生からタブレットを使った学習が始まり1人1台貸与されていますが、高齢者も図書館へ数台でも設置して学べる環境づくりとサポートをお願いしたいですが、教育長の見解をお聞きします。

2点目としまして、デジタルアーカイブの取り組みと今後の展望についてお聞きします。デジタルアーカイブとは、文化財や重要記録、公文書などをデジタル化して、記録保存をし、未来へ残すことです。当村の美術館には、筒井広道先生から寄贈された多くの作品が、そして文化資料館には、村の歴史を表す重要な文化財が多くあり、文化の拠点です。これらの文化財をデジタル化し、記録・保存する作業が進んでいるとのことですが、進捗状況と今後の展望についてお聞きします。過去から現在まで、地域の姿や人々の暮らし、産業活動など体系的に映像で記録し、次世代へ継承を図ることも大変意義があり、歴史や郷土学習にも役立ちます。私は大いに期待していますが、住民はどのように利用できるのでしょうか。最近の文化資料館の取

り組みは、村内外でも評価が高く、村民としてうれしく思いますが、今後どのような活動に力を入れるのかもお聞きします。以上です。

○ 池田 廣 議長

山本 健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。安芸友議員のワクチン接種の状況と終了の見通しはどうかについてお答えします。 高齢者のワクチン接種の状況につきましては、議員おっしゃられましたとおり5月24日から村内2カ所の医療機関において個別接種が実施されております。現在接種が行われていますファイザー社製のワクチンは3週間間隔で2回の接種が必要なことから、5月24日から3週間をかけて1回目の接種を行い、6月14日から引き続き3週間かけて1回目の接種を終えられた方の2回目の接種を行うこととなっており、2回目の接種が終わる7月3日の時点で1266人、村民の割合でいいます80.4%の高齢者の接種が終了する見込みとなっております。7月3日までに接種を終えられない高齢者につきましては、新たに6月中旬より予約を受け付け、7月5日から接種を行い、7月末までには接種を完了できる見込みとなっております。

これからのワクチン接種の進め方としましては、現在、次の優先順位となっております、基礎疾患を有する方、並びに高齢施設等の従事者について、接種の希望を募っております。希望を把握した後、ワクチン量にもよりますが、同じく優先順位の対象となっている60歳から64歳までの方と一緒に接種を進めていく予定としております。

その他の対象者への接種につきましては、ワクチンの供給量や供給時期について不明なところがございますので、終了の見通しにつきましては、お答えすることはできませんが、ワクチン供給に備えて準備はしております。

次に、長期の自粛生活から通常生活へ戻るまで段階的にできることはないかということにお答えします。 昨年度は、ふれあいセンターも休館がありましたが、6月からは脱水熱中症予防教室や認知症カフェ、バランス栄養教室、口腔教室など行っております。また、1月から3月にかけては、村民会館のほうで認知症講演会や排泄に関する予防講座を行っております。

本年度におきましても、5月には、ふれあいセンター等では栄養教室、体力測定を延べ14回行い、6月からは口腔教室や脱水・熱中症予防講座を行うことを予定しておりまして、可能な範囲で事業を進めております。

本年度は、コロナ禍による運動機能の低下を予防することを目的に、芸西かっぱ体操や筋力体操のDVDを作成することにしております。この体操のDVDは、取り組みやすいように時間も短めに設定し、各ふれあいセンターや個人に貸し出しを行えるような利用方法も検討しております。

これからの介護予防や健康等に関する事業につきましては、現在、65歳以上を対象に心身の状態等に関するアンケートを行っておりますので、集計結果をもとに各種事業を行ってまいります。

ふれあいセンター等の施設運営につきまして、利用の緩和等を希望する声も聴かれておりますが、重症化 リスクの高い高齢者の施設でもありますので、感染対策を行いながら施設運営に努めてまいります。

今後もコロナ感染症の状況等に注意しながら施設運営や各種事業を行ってまいります。

すみません、安芸友議員さんの12歳と外国人のお話がごめんなさい、抜けておりましたのでご説明させていただきます。ファイザー社製のワクチンの対象者につきましては、5月31日に12歳以上の方に接種できるように拡充されております。今回、拡充されました12歳から15歳の対象者の接種につきましては、今後情報を収集しながら準備を進めることとしております。また、外国人の接種につきましても接種対象となっておりますので、接種ができるようになりましたら、個別に接種券を送付することを予定しております。

○ 池田 廣 議長 佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

安芸友議員のご質問のスマートフォンの使い方やタブレットが学べる教室についてお答えさせていただき

ます。現在、スマートフォンやタブレット利用者向けにさまざまな情報が発信されています。さらに来年以降、携帯電話事業者のサービスが一部停止されることにより、現在使用している携帯電話からスマートフォンへと変更する方も多いと思います。高齢者の方の不安を取り除くためにも、感染状況を注視しながらスマートフォンやタブレット端末の使い方教室の開催を検討していきたいと考えています。

次に、2点目のご質問のデジタルアーカイブの進捗状況と今後の展望についてですが、文化財のデジタル 化は村内にある史跡、資料館展示品等約270点の作業が終了しています。また、昨年度から資料館の所蔵品 約1000点を個々に写真に収める作業を行っています。現在は5分の3ほどを写真に収める作業が完了し、全 国統一の分類番号に整理する作業を進めています。

最後に、住民の利用や、今後の取り組みについてですが、文化資料館展示品の名称表示横にQRコードを貼付し、スマートフォンやタブレット端末で読み取ることで、村のキャラクターが解説する画面を閲覧することができます。現在整理中の文化資料に加えて、村の風景や出来事、行事などを収めた古い紙の写真やネガもデータ化を進め、郷土資料としての活用はもとより、住民の皆さまに自宅に居ながらインターネット上にて閲覧していただけるよう取り組んでいきたいと考えています。以上です。

池田廣議長池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

安芸友議員からは、スマートフォンとタブレットが学べる教室についてのご質問と、デジタルアーカイブ についてのご質問をいただいております。

スマートフォンとタブレットが学べる教室の開催につきましては、次長答弁のとおりでございます。教室の開催という点では、過去に、平成25年・26年・28年と50歳以上の方を対象にしましてスマートフォン・タブレットの基本的な教室を行っております。

議員の質問の中にもありましたが、今後、3G携帯、通称ガラケーといわれるものですが、これが廃止されます。この時に機種変更をする時にですね、4G携帯の通称ガラホという携帯電話ではなくて、スマートフォンに変更しようという方もいるかと思われます。ですので、議員からも提案もいただいておりますし、高齢者からの要望もあるようでございますので、今後、コロナ感染症の動向を注視しながら、スマートフォンとタブレットが学べる基本的な教室の開催を検討していきたいと考えております。タブレットにつきまして、現在5台教育委員会のほうで使用しております。他の事業で使用していなくて、学習館内で自主的に学習するのであれば、貸し出しはできるのではないかと考えておりますが、図書館への常時の設置につきましては、今後研究させていただきたいと考えております。

デジタルアーカイブにつきましても、次長答弁のとおりでございます。資料館には、ご存じのとおり歴史的な資料が多数ございます。随分古い写真やネガなどを含め形ある物は、いつかは壊れます。その資料をデジタル保存し、後世へ受け継いでいかなければなりません。そのために、平成29年度からこの事業に取り組んでいるわけでございます。

現在の村の風景や出来事、行事なども、今後、時がたてば文化財として貴重なものになると思われるため、保存の必要性がございます。また、この資料を保存するだけでなく、今後は、資料を活用した企画展の開催でありますとか、村出身者にも写真や動画を見ていただき芸西村を懐かしんでもらうためにも、SNSやインターネット上で閲覧できるような取り組みをしてまいりたいと考えております。

また、資料館の機能強化としまして、本年度4月から学芸員を配置しましたので、専門的な知見に基づく解説や情報発信にも努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○ 池田 廣 議長6番安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

再質問させていただきます。 1 点の質問についてですが、感染リスクの対策としていろいろ心配をされながらも、多くの教室とか講座とか事業がなされれていることがよく分かりました。近所の高齢者の方も、「今

日は体操があるからうれしい」とかいう声も聞きますが、これについては、私はとても取り組みがなされていて、いいことだと思っています。

ただ、私が聞きたかったのは、ふれあいとかほっとハウス利用者からの要望ですわね。それと、ボランティアの要望。それについての答えをいただきたくて、ちょっと言われた、言われてないと思うんですが、それについてお聞きしたいと思います。特定の人に対して特別なことはできんと言われましたけれども、本当に、特に、ほっとハウスへは、バスを利用しないと行けない人が多くいます。ですから、バスの都合で2時間しかおれんと。途中で、裁縫しよっても、もうやめて行かないかんし、とても残念だということなんですが、一方で、最近、コロナの落ち着いた頃とか、他のふれあいへ行ってみましたけれども、2時間が守られているということはありません。9時から行って12時に帰る人もおりますし、11時半に帰りゆう人もおります。ふれあいの職員の方に聞いても、それほど2時間で帰りなさいとは言うてないというふうに、幅を持たせておれるようになっているようですが、一方ではそうやって長時間おれる、一方ではバスの都合でどうしても帰らないかんということが、ちょっと私は気の毒というか、そこで楽しく過ごしゆう人にとっては残念なことではないかと思って、ぜひ前向きに検討をお願いしたいということです。それから、ボランティアの人の要望についても答弁をお願いしたいと思います。

それから、デジタル化についての教室についてですが、いろいろと配慮していただきありがたく思っておりますが、なかなか高齢者は1回、2回で理解できないと思います。私自身もそうですけれども、車が運転できれば店へ直接聞きに行ったらえいわけですけれども、そういうこともほとんどの人はできないと思いますし、一人暮らしであれば、まして聞く人もおりませんので、とてもこれは重たい課題だと私は思います。その中で、最初は教室を数回開いていただいて、グループでリーダー的な人ができたら自分たちで教えあったら今のあれやったらするということへ行かないかんと思いますけれども、それまでは回数も何度か教室を開いていただけたらと思います。

それから、デジタルアーカイブの取り組みですが、直近の企画展も非常に好評で、非常に村の一員として 誇らしく思うような企画展が連続でありました。その非常に良かったこの原動力は、やはり作品の良さとい うこともありますけれども、マスコミへの働きかけとか、それから、例えば久重展でいえば、久重出身の高 齢の方が、城博の学芸員とともに一生懸命頑張ってくれたというそういう人を巻き込んだ資料館の企画員だ けではなくて、そういう一般の人も巻き込んだ取り組みも効果の要因にはなっているんじゃないかと思いま す。今後の資料館の活動に大いに期待したいと思っております。以上です。

○ 池田 廣 議長 山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

安芸友議員の再質問にお答えします。まず、ふれあいセンターの利用につきましてですが、現在のふれあいセンターのバス等につきましては、全ての施設の利用者については、お昼までに、お昼過ぎに送っていくようなことでバスを巡回しておりますので、バスの利用者については、結果的に利用時間は2時間というようなことになっております。どうしても感染リスクの高いマスクを外す場面っていうのの対策が、ちょっと十分でないようなことがありまして、それと3密ですね、避けるために午前・午後の利用を分けたような経過がございます。それらの取り組みにつきましても、ちょっと我々も考えてはおりまして、感染リスクの高いこのマスクを取る場面であるとか、あと昼食時の感染対策をどうするかっていうことは、引き続き検討してまいります。今回の補正にも計上しておりますが、食事の際に必要になるパーテーションなんかにつきましては、購入してふれあいセンターの設置等を考えております。さらなる感染対策を進めたいと思っております。

そして、ボランティアの活動につきましては、全てがいかんというわけではないですけど、3密であるとか、食事に関することについては、今の時点ではちょっと控えていただくようにお願いをしております。

池田廣議長池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

安芸友議員の再質問にお答えいたします。教室等の回数につきましては、また今後いろいろと研究、検討させていただきたいと思います。それと、車のない方の高齢者の方が、専門のスマートフォンを購入された所へ行きにくいのでという件につきましては、他の関連部署とも協議しながら考えていきたいと考えております。

2点目の学芸員、企画員の話ですけれど、学芸員、先ほど答弁しましたが、1人増やしておりますし、も 51人の方、男性の方も、学芸員の資格は有しておりませんが、資料館に長らく務めておりますので、今後 も良い企画がいろいろできると思いますので、今後もえい企画を考えていきたいと思います。以上です。

○ 池田 廣 議長 溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

安芸友議員からは、コロナ禍での高齢者の生きがいづくりに対するサポート、そして文化財のデジタル化保存とその活用策についてご質問をいただいております。教育次長、教育長の答弁につきましては、議員のご質問に対するお答えになっていると思いますので、私のほうからは健康福祉課長の答弁につきまして重複するところはございますけれども、村長としての答弁をさせていただきます。

まず、ワクチン接種の事業全体の終了の見通しといたしまして、基本的には課長答弁のとおりでございます。議員もご承知のとおり、現在、接種に使用しているファイザー社製のワクチンは2回の接種で適切な抗体が獲得できるものでございますので、2回打てるということが担保されるワクチンが手元にないと、接種の計画を立てることができません。このことから議会冒頭でも申し上げましたが、ワクチンの今後の供給量に左右される部分がありますので、はっきりした時期をお示しすることは困難と申し上げざるを得ないのが現状でございます。一方で、今後のワクチン接種につきましては、現在医療機関と協議を重ねておりまして、ワクチン接種のさらなる推進に向けまして、接種回数を大きく増やして対応していただける体制につきまして、医療機関側から新たにご提案をいただいております。そうした接種回数をこなす前提としまして、ワクチンの確実な供給が必要となるわけですが、ワクチンの供給については、国から県への配分が順次示されて、限られた配分量の中で、県のワクチン推進室のほうで各自治体の状況に応じた配分を、判断をされるというように聞いております。村といたしましては、当然、現在不足しているワクチンの量と確実な配分につきまして、県には具体的に要望をしてございますので、県のほうで適宜適切に配分をしていただけるものと考えております。今後も医療機関と十分に協議を行いまして円滑に接種ができるように進めながら、村民の皆さまへの周知にも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、自粛生活から通常生活へ戻るまで段階的にできることはないのかとのご質問をいただきまし た。これも大変に切実な問題だと受け止めております。こちらも議会冒頭に申しあげましたが、長期の自粛 生活が続く中におきまして、高齢者の皆さま方の心身や社会性の活力低下が心配されるところでございます ので、健康保持や介護予防を継続的に、そして地道に取り組んでいかなければならないと考えております。 また、感染予防についてお話させていただきますと、国や県が示す感染予防対策を取りましても、全国で毎 日こうして感染者が確認をされておりますことからも、決定的といえるような予防策があるものではなく、 改めて変異株の感染力の強さや、無症状者の存在が、問題をより複雑で不安なものにしております。感染状 況に対する各種制限について、制限をかける、あるいは緩和する、解除するということは各自治体の独自の 判断で行いましても、さほどの効果が期待できるのではないと考えております。国や県におきましては、広 域的な視点をもって、日常生活に戻るためのご判断を適切に行っていただきたいと思いますし、そのために は、あらゆる機会を通じまして、村としての実情や要望は届けてまいりたいと考えております。なかなかコ ロナ前の日常に、完全に、すっかり戻れるということは極めて困難なことではないかと思いますけれども、 接種が進む諸外国におきましては、マスクなしで過ごしている光景が報道されるようになってまいりました。 日々変わる状況判断の中で、やはり希望を持って言えることは、ワクチン接種によって社会全体が集団免疫 を獲得することがウイルスを封じ込める最大の方策ではないかと信じております。そうしたことが、さまざ まな社会生活、経済活動の再開のスイッチを押すことにつながると思います。私の方にも多くの方々からご 意見・ご要望が届いておりますけれども、ワクチン接種が一定進むまで村としましてもワクチン接種の推進

に全力を傾けてまいりたいと思いますし、並行して感染状況や感染リスクに注意しながら、慎重に施設運営、 また各種事業を行う必要がございます。村民の皆さま方には誠にご不便をおかけをしておるところですが、 この点につきましてご理解、ご協力をお願いをいたしましてご答弁とさせていただきます。

○ 池田 廣 議長6番安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

ワクチンについての説明、取り組み、私は十分、分かりました。ただ、一つ非常にこだわるわけですけれども、私がとても重要に思っているのは、その村民の要望のことなんですけれども、やはりこれを解決するにはバスの工夫ということになると思います。先日も、一つのふれあいへ行った時に、バスには1人だけ乗って、大きなバスへ1人だけ乗って帰っていましたが、そのバスが何かでこう回れたら本当に要望している人は、ちょっとでもおれるのにと思うたこともあります。ぜひ、前向きにやっぱり検討ということお願いしたいと思います。

私、ちょっと質問しましたけど、こういう声は村長に届いていないということです。届いているのかなと思ってお聞きしたんですが、そのことがちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、やはり村長自らが、そういう人たちにも、ふれあいなど回った時などにも、ちょっと困っていることはないですかと聞いていただいて、説明してあげたら、また違うんじゃないかと思います。私は、最近考えるのに傾聴といいますか、人の言葉に耳を傾ける、それから共感をする、そして説明をして、納得をしてもらうという、こういうきめ細やかな対応というのがいるんじゃないかと。されていると思うんですけれども、また今後そういう方への納得をしていただいたら、いつまでもそういうことはひこずってはいかんと思いますので、ぜひそういうこともお願いしたいと思います。以上です。

○ 池田 廣 議長 溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

安芸友議員の再々質問にお答えいたします。村民の要望ということにつきましては、先ほどの私の答弁の中で言わせていただきました。大変たくさんの方からいろんなご意見、ご要望が届いております。これ、日常的にもいろんなご要望が届くわけでして、直接届くこともあれば、当然課を通じまして届いてくることもありますので、いろいろなご意見は届けております。その中でなかなか、こう言ってしまえば語弊がありますけれども、なかなか特定の方だけのために調整しますと、全体的にその弊害が出てくるというところもありますので、なかなか簡単に解決する問題ではありませんけれども、ご要望はしっかりと受け止めをさせていただきまして、いかにすればそのご要望を実現することができるのか、これについては個別に、丁寧に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 池田 廣 議長 ちょっとお待ちください。

○ 池田 廣 議長 1番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

1番西笛千代子です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。1点目は、コロナワクチン接種における在宅介護利用者の対応について伺いします。もう1点は、和食川の葦の問題について伺います。まず、コロナワクチン接種における在宅介護利用の対応についてです。一昨年、中国武漢市で発生が確認された新型コロナウイルスが、瞬く間に世界中に感染が広がり、日々恐怖にさらされている現状が今も続い

ております。去年の3月に、高知県でも最初の感染者が確認され、8月には1日で10人を超え、一時、小康状態になったものの、12月には1日で30名を超える感染者が出てしまいました。県も、高知市内の飲食店、旅館、ホテル、カラオケボックス、ライブハウスの営業時間短縮の協力要請をするなどの対応をしてきました。そして、私たちも感染予防のマスク、手洗い、消毒、3密を避けるなどの感染予防が日常化しているにも関わらず、また今になって高知県でもウイルスが猛威を振るっている現状です。いつ自分が感染してもおかしくない状況になっております。世界各国の感染者数、コロナ接種回数を比べてみると、接種回数の多い国は感染者の増加に歯止めがかかっているように思います。ここにきて、変異株の増加も気になるところではありますが、感染拡大に歯止めをかける鍵になるであろうワクチンの接種が、芸西村でも医療従事者の接種が終了し、5月24日から65歳以上の高齢者の第1回目の接種が始まりました。予約も、6月11日までの分は全て埋まったようです。これからも、コロナワクチンの供給がスムーズに行われ、接種希望者には滞ることなく接種ができるのを願っております。また、接種当日にキャンセルが出た場合の対策として、64歳以下の人に電話にてすぐに接種可能な人の登録もしている対応は、ワクチンを破棄することなく利用できる取り組みで、とてもよい取り組みだと思っております。

先日、ニュースで、他県の話ですが、一人暮らしなどの理由により、接種困難な介護サービス利用者が出てきているというような番組がありました。それに対して、自治体と包括支援センターや介護サービス事業者が連携することで問題を解消しているとのこと。希望する村民が平等に接種できるように、介護サービスを利用している接種希望者が接種できない事態は避けなければならないと思います。

そこでお聞きいたします。芸西村接種予約をした高齢者の中にも、在宅介護サービス利用者の方もいると 思いますが、利用者の人数を村として把握しているのでしょうか。現状において、本村では包括支援センターや介護事業者との連携をしているのか。そして、本村では接種会場が芸西病院とオルソクリニックになっておりますが、会場までの移動が、在宅介護サービス利用者が不便を感じているような問題がないか把握しているのかということです。ワクチン接種希望者全員が平等に接種できることを願って、以上の点について伺います。

もう1点、2点目です。和食川の葦の問題について伺います。去る、5月11日に開催された「再び、濵田が参りました」にて農家の方から、和食川とその支流の葦の除去を強く望む意見が出されておりました。濵田知事より「葦の除去のような河川の整備にも地方債が使えるようになった」との回答がありました。しかし、その時に、和食川河口の導流堤の砂の除去が優先されるように聞きました。砂が詰まった状態で大雨が降り、河川から海に排水できないようになり、下流域のハウスが水に浸かるようなことは絶対に避けなければかりません。

しかし、現在、和食川とその支流に、かなりの葦が川の面積を占めるように生い茂っているのも事実です。それにより、心無い人によって、河川に缶やペットボトルなどの不法投棄があることも否めません。環境、衛生面が悪化し、病害虫の発生原因にもなり得るように思われます。確か平成21年、今から12年くらい前に葦の大掛かりな除去をしたように記憶しておりますが、このまま放置しておけば、川全体を葦が覆いつくすようになるのではないか。また、生い茂る葦によって、台風の豪雨時には川の流れの障害ともなり、ハウスや宅地の浸水の原因にもなりかねない。葦が生い茂ることにより、川の流れに大きな変化が生じ、堤の決壊につながりやしないかとの心配も絶えません。近年、ゲリラ豪雨が全国各地で起こり、あの平成元年の芸西村を襲った豪雨災害がまた起こり得ることも考えられます。葦の抜本的な除去は、農家の心配の除去でもあると考えております。今後の葦の除去についての対応をお聞きします。

○ 池田 廣 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

西笛議員のご質問に担当課からお答えさせていただきます。まず、在宅介護利用者の人数は把握しているかにつきましてです。在宅介護利用者の人数につきましては、令和3年3月末時点で89人です。

次に、包括支援センターや介護事業者と担当課が連携しているのかにつきましては、これまでの具体的な 連携につきましては、高齢者に接種券を個別に送付する前に、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、 社会福祉協議会、各ふれあいセンターの職員、健康福祉課職員向けに説明会を2日間行っております。説明 会の開催の趣旨としまして、やはり高齢者に接する機会の多い事業所を対象に、コロナワクチンを希望する 高齢者への支援並びにワクチン接種の円滑な実施を目的に行っております。その中で予約方法でありますと か、予診票、かかりつけ医がある場合はかかりつけ医に相談するなどの説明を行っております。西笛議員が おっしゃるとおり、在宅介護利用者を支援する介護事業者との連携は必要と考えておりますので、随時、連 絡が取り合えるような連携は継続してまいります。

次に、接種会場までの移動を把握しているかにつきましては、接種会場へ私も何度かお伺いしましたが、 車でご夫婦やご友人と行かれる様子を見ます。また、ご家族の支援を受けて接種を受けられているというお 話しもお聞きしております。

接種会場まで自力で行くことができない方に、高齢者につきましては、通常の診療等と同様にまずは、ご家族、ご親族、ご近所等のご協力をお願いすることになろうかと思います。しかし、何らかの事情で医療機関へ自力で行けない高齢者につきましては、個別にご相談をいただきまして、その際にはアドバイスを行うこともできるのではないかと考えております。

西笛議員さんには、在宅介護利用者に対しての支援の趣旨だと思われますが、在宅介護利用者につきましては、サービスの利用計画を行うケアマネージャーが利用者の状態を知っている状態にありますので、必要な支援や相談が受けられる状態にあると考えております。また、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会においては、75歳以上の高齢者や特に支援が必要な方については、おおむね把握しておりますので、訪問等の際にワクチン接種についてお聞きすることもできますので、その際、接種を希望される方がいましたら必要に応じて支援をしていきたいと考えております。

○ 池田 廣 議長

松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

西笛議員の和食川の葦に関するご質問に対しまして、担当課より対応状況等のご説明をさせていただきます。村内の河川における葦の問題につきましては、葦が大きく成長して川の流れを阻害することから、農家の皆さまからも対応を望む声をたくさんいただいており、村から河川管理者であります県に対しまして対策をお願いしているところです。

今年5月の知事行脚の際にも、議員のご質問にありますように、座談会に参加しました農家の方から、和 食川やその支流の葦に対する除去の要望がありました。当日、知事には村から依頼をしまして、導流堤の閉 塞問題について現地視察をしていただいた経過もあり、地方債を活用して河川の維持管理ができるようにな ったので、導流堤への対策を優先して進めていますが、できるところからやっていきたいという内容のご回 答をいただきました。

導流堤の閉塞対策につきましては、今年度、県の河川課におきまして、和食排水機場の排水を活用した対応策の設計を行うことになっており、新たな取り組みを進めていただいているところであります。そういう意味で、導流堤対策を優先して進めるという表現になったものだと思いますが、葦等への対応を後回しにするという趣旨ではないものと理解をしております。

和食川の葦への対応につきましては、安芸土木事務所の河川維持の中で対策を行っていただいておりまして、例年、除去の作業を行っていただいております。今年度も、村と安芸土木事務所で実施場所の調整を行い、非出水期の10月以降に作業を行う予定となっております。

しかしながら、葦への対応につきましては、刈り取りを行っても、翌年には元通りに成長してしまうなど、その強い生命力のため刈り取りはほとんど効果が無いことや、根株を土砂ごと除去する浚渫作業につきましては、葦が生い茂った河川は、一見、土砂が堆積しているように見えますが、和食川をはじめまして村内の河川は、実際には川底が掘れて下がっている状況となっております。そのため、川岸のブロックや石積みの保護のために、土砂の除去作業を次々と進められる状況にないことから対応に苦慮しているのが実情であります。そのような事情もありまして、大規模な浚渫作業ができないだけに、優先度を考慮して部分的な対策を続けていくことが当面の対応策になるものと考えております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長

1番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

お二人の担当課長の大変詳しい説明を受けまして、私も納得しました。ただ、葦の問題については、やはり多くの農家の方々が、憂慮している問題だと思います。それにつきまして、村長のお考えを伺いたいと思います。

○ 池田 廣 議長 溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

西笛議員からは、ワクチン接種における在宅介護利用者の対応について、そして、和食川の葦の問題についてご質問いただきました。葦のことでということで、先ほどの再質問でしたけれども、せっかくでございますので、ワクチン接種における質問につきましても、担当課長と重複いたしますけれども、少し補足的にお答えさせていただきます。なかなか、接種を希望される方で、どのように接種までこぎつけたらいいのか非常にお悩みを持っている方、多いと思います。そして、それぞれの個別の事情もあると思います。課長答弁にもありましたが、在宅介護利用者についてはケアマネージャーが、そして75歳以上の高齢者や特に支援が必要な方については、おおむね把握できているというような答弁だったと思いますけれども、その上でもなお、なかなか把握が困難なケースがありはしないか、そのようなことも想定の上で、細かな作業を進めるように私のほうからも指示を出してございます。また、さまざまなケースにつきまして、担当課のほうにご連絡、ご相談いただければどのような方法が考えられるのかを個別に協議をさせていただき、解決策を見出したいということですので、ご希望される方が全員接種が受けられますように体制を取ってまいりますので、私の方からもその点につきまして、改めてご理解とご協力をお願いを申し上げます。

次に、和食川の葦の問題への対応についてでございます。芸西村にとりまして、河川の適切な維持管理、これは非常に重要な問題でありますし、特に農家の皆さま方におかれましては、渇水期の水の確保、また逆に河口部の閉塞やゲリラ的な集中豪雨などに伴う河川の氾濫による水害発生への不安、ことさら大きな関心を長年持たれている問題でございます。そのため、これまでも村からも、県や県議会に対しまして、河川管理に関する予算措置や適切な維持管理の要望を行ってまいりました。

担当課長からもありましたように、決して、葦の問題を後回しにしたものではございませんし、また、そのようなことがあっては決してならないというふうな認識を私自身も持ってございます。西笛議員ご指摘の和食川の葦への対応につきましては、課長が答えましたけれども、和食川特有の川底の状況もありまして、なかなか大規模な浚渫を頻繁に行えないと、また、県下の河川がおおむねそういうような状況になっているという現状も、県から私も聞いております。河川管理者の県につきましても、これまで継続的に取り組んでいただいておりますので、村としましてもこれまでやってきた要望を継続していくということに基本的にはなるかと思いますけれども、ではもっと抜本的に現状の取り組み以外に効果的な対応方法が無いかどうか、といった研究も行っていただきたく、これも今後お願いをしていきたいと考えております。

知事の話にありました地方債につきましては、全国で河川の氾濫が相次ぐ状況を受けまして、浚渫経費に活用できる地方債が新たに創設されております。その地方債を活用して、全国で大規模な浚渫作業が行われているようですので、和食川におきましても、そうした対応が可能であればと思いまして、県にも打診をいたしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、川底の問題から大規模な浚渫は難しいのが実情のようであります。

しかしながら、地方債を活用した比較的規模の小さい浚渫作業は、これは可能でありまして、これにつきましては平素より県のほうに取り組んでいただいております。今後の対応につきましては、県からは、「現状を定期的に点検をして、堆積土砂や樹木などが川の流れを著しく阻害をしている場合は、土砂の撤去や樹木の伐採を行っております。浚渫に活用できる起債事業も含めて、今後も村と協議して葦等の除去を継続することで、和食川の流下能力を維持することに努めていきます」という回答をいただいておりまして、基本的には現状の取り組みを継続しながら、適正な対応を行っていくという姿勢であろうというふうに思っております。

葦については全国的な問題でもありますけれども、抜本的な解決策がなかなかないだけに、少しもどかしいところがありますけれども、河川管理者の県には、優先箇所へできるだけ対策をうっていただくように、具体的に進めていただくように、村としてできる対策は、村としては全力でやっていきます。排水機場の適切な運用とか、そうしたものは村のほうでやっておりますので、県としてもできるだけ手を付けるところは具体的に手を付けていってほしいというようなことを強く発信をしてまいりたいと思っております。そうしたことで和食川全体の治水対策の向上、推進に務めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。

[10:49 散会]